

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公表番号】特表2011-513155(P2011-513155A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-550751(P2010-550751)

【国際特許分類】

B 6 5 D	81/32	(2006.01)
A 6 1 J	3/00	(2006.01)
A 6 1 J	1/10	(2006.01)
A 6 1 J	1/05	(2006.01)
A 6 1 L	31/00	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	81/32	G
A 6 1 J	3/00	3 1 4 Z
A 6 1 J	1/00	3 3 3 A
A 6 1 J	1/00	3 5 1
A 6 1 J	1/00	3 3 0 B
A 6 1 L	31/00	B

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月10日(2012.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

混合及び合成物の分注のためのポーチ(10)であって、ポーチ本体(12)とポート本体(70)とを有するポーチ(10)において、

前記ポーチ本体(12)は、

対向する、第1及び第2の主要で可撓性を有する壁(30, 32)であって、それの各々の周辺部に沿って互いに封止されて内部チャンバ(18)とポーチ周辺部(36)とを画定する、壁(30, 32)を含み、

前記ポーチ本体(12)はC字形状を有し、

前記ポート本体(70)は、前記第1の壁(30)から突出して、前記内部チャンバ(18)へ流体的に開放されている、ポーチ。

【請求項2】

請求項1に記載のポーチにおいて、

前記ポーチ周辺部(36)は、

対向する第1及び第2の終端の端部(44, 46)と、

対向する第1及び第2の側面の端部(40, 42)であって、前記終端の端部(44, 46)の間を延伸する、第1及び第2の側面の端部(40, 42)と、を含み、

前記終端の端部(44, 46)及び前記側面の端部(40, 42)によって画定される共通平面に対して、当該側面の端部(40, 42)は当該終端の端部(44, 46)の間を延伸状態で湾曲する、ポーチ。

【請求項3】

請求項 2 に記載のポーチにおいて、

前記終端の端部 (44, 46) は、前記共通平面に対して前記側面の端部 (40, 42) の間で延伸状態で実質的に直線である、ポーチ。

【請求項 4】

請求項 2 に記載のポーチにおいて、

前記第 1 の側面の端部 (40) の円弧長さは、第 2 の側面の端部 (42) の円弧長さよりも長い、ポーチ。

【請求項 5】

請求項 2 に記載のポーチにおいて、

前記第 1 の側面の端部 (40) の直線長さは、前記第 2 の側面の端部 (42) の直線長さよりも長い、ポーチ。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポーチ周辺部 (36) は、実質的に非弾力性である、ポーチ。

【請求項 7】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポーチ本体 (12) は、前記内部チャンバ (18) の空の状態及び満たされた状態の両方で前記 C 字形状を維持するように構成されている、ポーチ。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記内部チャンバ (18) の容量は、前記ポーチ周辺部 (36) 及び前記第 1 及び第 2 の壁 (30, 32) の間の距離によって形成される領域によって画定され、

更に、前記ポーチ周辺部 (36) は一定で、前記第 1 及び第 2 の壁の間の距離は可変である、ポーチ。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポーチ本体 (12) の前記 C 字形状は、中央部分 (50) と、当該中央部分 (50) から延伸する対向する翼部分 (52, 54) とを含み、

更に、前記ポート本体 (70) は、前記中央部分 (50) 内で提供される、ポーチ。

【請求項 10】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポート本体 (70) の前記第 1 の壁 (30) からの延伸は、前記ポーチ周辺部 (36) によって画定される共通平面に対して垂直である、ポーチ。

【請求項 11】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポート本体は、シリング機器 (106) の分注端部 (108) を前記内部チャンバ (18) に対して流体的に封止された方法で受容するように構成される、ポーチ。

【請求項 12】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポーチ本体 (12) は、前記第 2 の側壁 (32) が平坦な表面 (102) 上に配置されるとき、前記ポーチ周辺部 (36) は、当該平坦な表面 (102) と平行であり、前記ポート本体 (70) は、当該平坦な表面 (102) に対して垂直に延伸する、ポーチ。

【請求項 13】

請求項 1 に記載のポーチにおいて、

前記ポート本体 (70) に選択的に取り付けられて前記第 1 の壁 (30) に対向するキャップ (16) を更に有する、ポーチ。